

香川県医学生修学資金貸付条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第4号

香川県医学生修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、医師の不足する医療機関等において将来医師としての業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内における必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(修学資金の貸付け)

第2条 知事は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来、県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けるものとする。

(修学資金の額及び貸付期間)

第3条 修学資金の額は、規則で定める。

2 修学資金を貸し付ける期間は、次条第2項の規定による貸付けの契約に定められた月から大学の医学を履修する課程を修了する日の属する月までの間（正規の修学期間を上限とする。）とする。

(貸付けの申込み及び契約)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第6条 知事は、第4条第2項の契約を締結した者（次項において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解

除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金を貸し付けることが適当でないと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還の債務の免除)

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 医師の免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、これを修了した後、引き続き、9年を限度として貸付期間に応じた規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事したとき。
- (2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

2 前項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数（次条の規定により返還債務の履行の猶予を受けたときは、当該猶予を受けた期間を除く。）に応じ、貸付けを受けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額との合計額（以下「返還すべき額」という。）を、知事の定める日（以下「返還期日」という。）までに一括して返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2) 正当な理由がなく、大学を卒業後2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく、医師の免許取得後直ちに臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (4) 臨床研修修了後、引き続き、規則で定める期間、指定医療機関等において業務に従事しなかったとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還債務の履行猶予)

第9条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が心身の故障、災害その他やむを得ない理由により返還すべき額を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該返還すべき額の返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。